

十八 農林中央金庫法（大正十一年法律第四十二号）

改 正 案	現 行
<p>第八条 民法第四十四条第一項、第五十条、第五十三条乃至第五十五条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十条、第七十三条、第七十四条及第七十八条乃至第八十一条、非訟事件手続法第三百三十八条及百三十八條ノ三、商法第二百三十七条ノ三、第二百四十七条乃至第二百五十二条、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条第三項、第二百六十七條乃至第二百六十九條、第二百七十四條乃至第二百七十五條ノ三、第二百七十八條乃至第二百七十九條ノ二、第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四乃至第二百八十五条ノ六、第二百八十六条ノ三、第二百八十六条ノ五乃至第二百八十七条ノ二、第三百八十条及第四百二十條、産業組合法第五条、第十条、第十一条、第十七条第一項、第十八條乃至第二十四條、第二十七條乃至第二十九條ノ二、第三十一条ノ二、第三十一条ノ三、第三十三条、第三十四条ノ二乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項及第二項、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十七條乃至第四十八條ノ二、第五十条乃至第五十五条、第五十七條、第六十条ノ二、第六十二条（第一項第三号及第四号ヲ除ク）、第六十五条並第二十七條乃至第七十三條ノ二並ニ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」ト謂フ）第十六條第一項及第十八條第二項ノ規定ハ農林中央金庫ニ付之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事</p>	<p>第八条 民法第四十四条第一項、第五十条、第五十三条乃至第五十五条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十条、第七十三条、第七十四条及第七十八条乃至第八十一条、非訟事件手続法第三百三十八条及百三十八條ノ三、商法第二百三十七条ノ三、第二百四十七條乃至第二百五十二条、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条第三項、第二百六十七條乃至第二百六十九條、第二百七十四條乃至第二百七十五條ノ三、第二百七十八條乃至第二百七十九條ノ二、第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四乃至第二百八十五条ノ六、第二百八十六条ノ三、第二百八十六条ノ五乃至第二百八十七条ノ二、第三百八十条及第四百二十條、産業組合法第五条、第十条、第十一条、第十七条第一項、第十八條乃至第二十四條、第二十七條乃至第二十九條ノ二、第三十一条ノ二、第三十一条ノ三、第三十三条、第三十四条ノ二乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項及第二項、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十七條乃至第四十八條ノ二、第五十条乃至第五十五条、第五十七條、第六十条ノ二、第六十二条（第一項第三号及第四号ヲ除ク）、第六十五条並第二十七條乃至第七十三條ノ二並ニ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」ト謂フ）第十六條第一項及第十八條第二項ノ規定ハ農林中央金庫ニ付之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事</p>

トアリ商法及商法特例法中取締役トアル八理事長（商法第二百五十四条ノ二、第二百六十七条及第二百六十八条ニ在リテ八理事長、副理事長、理事及監事、同法第二百六十九条、第二百七十四条、第二百七十五条ノ二及第二百七十八条並ニ産業組合法第二十七条、第二十八条及第三十三条ニ在リテ八理事長、副理事長及理事、同法第三十四条ノ二第一項ニ在リテ八理事長及副理事長）トシ商法第二百五十四条ノ二第三号中本法トアル八農林中央金庫法、本法トシ同法第二百五十六条第三項中前二項トアル八農林中央金庫法第十一条第二項トシ同法第二百七十四条ノ三及第二百八十五条ノ六第二項中子会社トアル八農林中央金庫法第九条第三項ニ規定スル子会社トシ同法第二百八十五条中第二百八十五条ノ七トアル八第二百八十五条ノ六トシ同法第二百八十六条ノ五及第二百八十七条中社債トアル八農林債券トシ同条中社債権者トアル八農林債券権利者トシ産業組合法中地方長官トアル八主務大臣トシ同法第二十八条中選任及解任トアル八解任トシ同法第三十八条ノ二第二項及第六十二条第二項中解散及合併トアル八解散トシ同法第六十五条中解散又ハ合併トアル八解散トシ商法特例法第十六条第一項中第十三条第二項の規定によるトアル八農林中央金庫法第二十四条ノ二第六項において準用するトシ監査役会トアル八各監事トシ記載（各監査役の意見の付記を含む。）トアル八記載トシ同法第二百八十三条第一項トアル八農林中央金庫法第二十四条ノ二第十一項トシ同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類トアル八貸借対照表及び損益計算書トス

トアリ商法及商法特例法中取締役トアル八理事長（商法第二百五十四条ノ二、第二百六十七条及第二百六十八条ニ在リテ八理事長、副理事長、理事及監事、同法第二百六十九条、第二百七十四条、第二百七十五条ノ二及第二百七十八条並ニ産業組合法第二十七条、第二十八条及第三十三条ニ在リテ八理事長、副理事長及理事、同法第三十四条ノ二第一項ニ在リテ八理事長及副理事長）トシ商法第二百五十四条ノ二第三号中本法トアル八農林中央金庫法、本法トシ同法第二百五十六条第三項中前二項トアル八農林中央金庫法第十一条第二項トシ同法第二百七十四条ノ三及第二百八十五条ノ六第二項中子会社トアル八子会社（農林中央金庫法第九条第二項ニ規定スル子会社（同条第三項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）ヲ謂フ）トシ同法第二百八十五条中第二百八十五条ノ七トアル八第二百八十五条ノ六トシ同法第二百八十六条ノ五及第二百八十七条中社債トアル八農林債券トシ同条中社債権者トアル八農林債券権利者トシ産業組合法中地方長官トアル八主務大臣トシ同法第二十八条中選任及解任トアル八解任トシ同法第三十八条ノ二第二項及第六十二条第二項中解散及合併トアル八解散トシ同法第六十五条中解散又ハ合併トアル八解散トシ商法特例法第十六条第一項中第十三条第二項の規定によるトアル八農林中央金庫法第二十四条ノ二第六項において準用するトシ監査役会トアル八各監事トシ記載（各監査役の意見の付記を含む。）トアル八記載トシ同法第二百八十三条第一項トアル八農林中央金庫法第二十四条ノ二第十一項トシ同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類トアル八貸借対照表及び損益計算書トス

第九条 農林中央金庫二理事長、副理事長各一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク

② 監事ノ内一人以上八農林中央金庫ノ出資者タル法人ノ役員又ハ使用人以外ノ者ニシテ其ノ就任ノ前五年間農林中央金庫ノ理事長、副理事長若ハ理事若ハ職員又ハ其ノ子会社ノ取締役若ハ使用人ニ非ザリシ者タルコトヲ要ス

③ 前項ニ規定スル「子会社」トハ農林中央金庫ガ其ノ発行済株式（議決権アルモノニ限ル）ノ総数又ハ出資ノ総額（以下「発行済株式ノ総数等」ト謂フ）ノ百分ノ五十ヲ超ユル数又ハ額ノ株式（議決権アルモノニ限ル）又ハ持分（以下「株式等」ト謂フ）ヲ所有スル会社ヲ謂フ此ノ場合ニ於テ農林中央金庫及其ノ一若ハ二以上ノ子会社又ハ農林中央金庫ノ一若ハ二以上ノ子会社ガ其ノ発行済株式ノ総数等ノ百分ノ五十ヲ超ユル数又ハ額ノ株式等ヲ所有スル他ノ会社ハ農林中央金庫ノ子会社ト看做ス

④ 前項ノ場合ニ於テ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ所有スル株式等ニハ金銭又ハ有価証券ノ信託ニ係ル信託財産トシテ所有スル株式等（委託者又ハ受益者ガ議決権ヲ行使シ又ハ議決権ノ行使ニ付指図ヲ為スコトヲ得ルモノニ限ル）其ノ他命令ヲ以テ定ムル株式等ヲ含マザルモノトシ信託財産タル株式等ニシテ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ委託者又ハ受益者トシテ議決権ヲ行使シ又ハ議決権ノ行使ニ付指図ヲ為スコトヲ得ルモノ（命令ヲ以テ定ムル株式等ヲ除ク）ヲ含ムモノトス

第九条 農林中央金庫二理事長、副理事長各一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク

② 監事ノ内一人以上八農林中央金庫ノ出資者タル法人ノ役員又ハ使用人以外ノ者ニシテ其ノ就任ノ前五年間農林中央金庫ノ理事長、副理事長若ハ理事若ハ職員又ハ其ノ子会社（農林中央金庫ガ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ百分ノ五十ヲ超ユル数ノ株式又ハ有限会社ノ資本ノ百分ノ五十ヲ超ユル出資口数ヲ有スル場合ニ於ケル当該株式会社又ハ有限会社ヲ謂フ次項ニ於テ同ジ）ノ取締役若ハ使用人ニ非ザリシ者タルコトヲ要ス

③ 農林中央金庫其ノ子会社又ハ農林中央金庫ノ子会社ガ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ百分ノ五十ヲ超ユル数ノ株式又ハ有限会社ノ資本ノ百分ノ五十ヲ超ユル出資口数ヲ有スル場合ニ於ケル当該株式会社又ハ有限会社ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ農林中央金庫ノ子会社ト看做ス

第十一条ノ二 理事長、副理事長、理事及監事八他ノ報酬アル職務又ハ営業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②主務大臣ハ前項但書ノ承認ノ申請アリタルトキハ当該申請ニ係ル事項ガ農林中央金庫ノ業務ノ健全且適切ナル運営ヲ妨グル虞ナキモノト認ムル場合ニ非ザレバ承認ヲ為スコトヲ得ズ

第十三条 農林中央金庫ハ左ニ掲グル業務ヲ営ムモノトス

一 一六 (略)

七 所屬団体ニ対シ証券取引法第六十五条第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為(前号、第九号ノ二、第九号ノ七、第九号ノ八及第十一号並ニ同法第二条第八項第四号ニ掲グルモノヲ除ク)ヲ為スコト

八 (略)

九 所屬団体ヲ相手方トシテ金銭債権(讓渡性預金証書其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル証書ヲ以テ表示セラルルモノヲ含ム以下同ジ)ノ取得又ハ讓渡ヲ為スコト

九ノ二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト

九ノ三 金融先物取引等ヲ為スコト

九ノ四 金融先物取引等ノ受託等ノ取扱ヲ為スコト

九ノ五 金利、通貨ノ價格、商品ノ價格其ノ他ノ指標ノ数値トシテ予メ当事者間テ約定セラレタル数値ト将来ノ一定ノ時期ニ於ケル現実ノ当該指標ノ数値ノ差ニ基キ算出セラルル金銭ノ授受ヲ約スル取引又ハ之

第十一条ノ二 理事長、副理事長、理事及監事八他ノ報酬アル職務又ハ営業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 農林中央金庫ハ左ニ掲グル業務ヲ営ムモノトス

一 一六 (略)

七 所屬団体ニ対シ証券取引法第六十五条第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為(前号、第九号ノ二及第十一号並ニ同法第二条第八項第四号ニ掲グルモノヲ除ク)ヲ為スコト

八 (略)

九 所屬団体ヲ相手方トシテ金銭債権(讓渡性預金証書其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル証書ヲ以テ表示セラルルモノヲ含ム以下同ジ)ノ取得又ハ讓渡ヲ為スコト

九ノ二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト

九ノ三 金融先物取引等ヲ為スコト

九ノ四 金融先物取引等ノ受託等ノ取扱ヲ為スコト

二類スル取引ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（次号ニ於テ「金融等デリバティブ取引」ト謂フ）ヲ為スコト（第九号及第九号ノ三ニ掲グル業務ニ該当スルモノヲ除ク）

九ノ六 金融等デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト（第九号ノ四ニ掲グル業務ニ該当スルモノ及命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）

九ノ七 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引ニ係ル有価証券ガ第九号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノ以外ノモノノ場合ニ於テハ差金ノ授受ニ因リ決済セラルルモノニ限ル次号ニ於テ同ジ）ヲ為スコト

九ノ八 有価証券店頭デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト

十・十一（略）

②（略）

③ 第一項九号ノ二ノ「有価証券ノ私募ノ取扱」トハ有価証券ノ私募（証券取引法第二条第三項ニ掲グル有価証券ノ私募ヲ謂フ）ノ取扱ヲ謂フ

④ 第一項九号ノ三ノ「金融先物取引等」又ハ同項第九号ノ四ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ夫々金融先物取引法第二条第八項ニ掲グル金融先物取引等又ハ同条第九項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ

⑤ 第一項第九号ノ七及第九号ノ八ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」トハ証券取引法第二条第八項第三号の二ニ掲グル有価証券店頭デリバティブ取引ヲ謂フ

⑥（略）

十・十一（略）

②（略）

③ 第一項九号ノ二ノ「有価証券ノ私募ノ取扱」トハ有価証券ノ私募（証券取引法第二条第八項第六号ニ掲グル私募ヲ謂フ）ノ取扱ヲ謂フ

④ 第一項九号ノ三ノ「金融先物取引等」又ハ同項第九号ノ四ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ夫々金融先物取引法第二条第七項ニ掲グル金融先物取引等又ハ同条第八項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ

⑤（略）

第十四条ノ三 農林中央金庫八第十三条第一項第一号ノ業務及第十四条ニ規定スル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務（第十三条第一項第六号乃至第九号ノ二、第九号ノ五、第九号ノ七、第九号ノ八及第十一号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク）ヲ営ムコトヲ得

一、四（略）

②④（略）

第十六条ノ二 主務大臣ハ農林中央金庫ノ業務ノ健全ナル運営ニ資スル為農林中央金庫ガ其ノ経営ノ健全性ヲ判断スル為ノ基準トシテ左ニ掲グル基準其ノ他ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

一 農林中央金庫ノ保有スル資産等ニ照シ農林中央金庫ノ自己資本ノ充実に状況が適當ナルヤ否ヤノ基準

二 農林中央金庫及其ノ子会社（第九条第三項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下同ジ）其ノ他ノ農林中央金庫ト命令ヲ以テ定ムル特殊ノ関係ヲ有スル会社（以下本号、第五章及第六章ニ於テ「子会社等」ト謂フ）ノ保有スル資産等ニ照シ農林中央金庫及其ノ子会社等ノ自己資本ノ充実に状況が適當ナルヤ否ヤノ基準

第十六条ノ三 農林中央金庫ハ預リ金ヲ為スコトニ関シ預金者ノ保護ニ資スル為命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ニ係ル契約ノ内容其ノ他預金者ニ參考トナルベキ情報ノ提供ヲ行フベシ

② 農林中央金庫八前項ニ規定スル業務以外ノ業務ニ関シテモ他ノ法律ニ別

第十四条ノ三 農林中央金庫八第十三条第一項第一号ノ業務及第十四条ニ規定スル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務（第十三条第一項第六号乃至第九号ノ二及第十一号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク）ヲ営ムコトヲ得

一、四（略）

②④（略）

第十六条ノ二 主務大臣ハ農林中央金庫ノ業務ノ健全ナル運営ニ資スル為農林中央金庫ガ其ノ保有スル資産等ニ照シ自己資本ノ充実に状況が適當ナルヤ否ヤ其ノ他経営ノ健全性ヲ判断スル為ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

段ノ定アルモノヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ係ル重要ナル事項ノ顧客ヘノ説明其ノ他ノ健全且適切ナル運営ヲ確保スル為必要ナル措置ヲ講ズベシ

第十六条ノ四 農林中央金庫ノ同一人(当該同一人ト政令ヲ以テ定ムル特殊ノ関係ヲ有スル者ヲ含ム以下本条ニ於テ同ジ)ニ対スル信用ノ供与等(信用ノ供与又ハ出資トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス子会社其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル特殊ノ関係ヲ有スル者ヲ有スル場合ニ於ケル農林中央金庫及当該特殊ノ関係ヲ有スル者ノ同一人ニ対スル信用ノ供与等ニ付亦同ジ

第十六条ノ五 農林中央金庫ハ其ノ特定関係者(農林中央金庫ノ子会社其ノ他ノ農林中央金庫ト政令ヲ以テ定ムル特殊ノ関係ヲ有スル者ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)又ハ其ノ特定関係者ノ顧客トノ間ニ於テ左ニ掲グル取引又ハ行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ当該取引又ハ行為ヲ為スコトニ付命令ヲ以テ定ムル已ムヲ得ザル理由アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 当該特定関係者トノ間ニ於テ行フ取引ニシテ其ノ条件ガ農林中央金庫ノ取引ノ通常ノ条件ニ照シ農林中央金庫ニ不利益ヲ与フルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル取引

二 当該特定関係者トノ間又ハ当該特定関係者ノ顧客トノ間ニ於テ行フ取引又ハ行為ノ内前号ニ掲グルモノニ準ズル取引又ハ行為ニシテ農林

第十六条ノ三 農林中央金庫ノ同一人ニ対スル信用ノ供与ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス第二十二条ノ二第一項ノ認可ヲ受ケ信託業務ヲ営ム銀行ノ株式ヲ所有スル場合ニ於ケル農林中央金庫及当該銀行ノ同一人ニ対スル信用ノ供与ニ付亦同ジ

中央金庫ノ業務ノ健全且適切ナル遂行ニ支障ヲ及ボス虞アルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル取引又ハ行爲

第四章ノ二 子会社等

第二十二條ノ二 農林中央金庫ハ左ニ掲グル会社（以下「子会社対象会社」と謂フ）以外ノ会社ヲ子会社ト爲スコトヲ得ズ

一 信託業務ヲ営ム銀行（銀行法第二條第一項ニ規定スル銀行ニシテ金融機關ノ信託業務ノ兼営等ニ關スル法律ニ依リ同法第一條第一項ノ信託業務ヲ営ムモノヲ謂フ以下本條ニ於テ同ジ）

二 証券会社（証券取引法第二條第九項ニ規定スル証券会社ヲ謂フ以下本條ニ於テ同ジ）ノ内証券業（同法第二條第八項各号ニ掲グル行爲ノ一ヲ爲ス營業ヲ謂フ以下本條ニ於テ同ジ）ノ外同法第三十四條第一項各号ニ掲グル業務其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル業務ヲ専ラ営ムモノ（以下「証券専門会社」と謂フ）

三 銀行業（銀行法第二條第二項ニ規定スル銀行業ヲ謂フ以下本條ニ於テ同ジ）ヲ営ム外国ノ会社

四 証券業ヲ営ム外国ノ会社（前号ニ掲グル会社ニ該当スルモノヲ除ク）

五 從屬業務ヲ専ラ営ム会社（主トシテ農林中央金庫ノ一ノ子会社ノ営ム業務ノ爲ニ其ノ業務ヲ営ム会社（以下本号及次條ニ於テ「特定從屬会社」と謂フ）ニ在リテ八当該特定從屬会社ノ株式等ヲ農林中央金庫又ハ其ノ子会社（當該一ノ子会社（同條第七項第一号ニ於テ「從屬先子会社」と謂フ）ヲ除ク）ガ合算シテ基準株式数等（同條第一項ニ規

第四章ノ二 子会社

第二十二條ノ二 農林中央金庫ハ証券会社（証券取引法第二條第九項ニ規定スル証券会社ヲ謂フ以下同ジ）又ハ信託業務ヲ営ム銀行（銀行法第二條第一項ニ規定スル銀行ニシテ金融機關ノ信託業務ノ兼営等ニ關スル法律ニ依リ同法第一條第一項ノ信託業務ヲ営ムモノヲ謂フ以下同ジ）ノ株式（議決権アルモノニ限ル以下同ジ）ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ発行済株式（議決権アルモノニ限ル以下同ジ）ノ總數ノ百分ノ五十ヲ超ユル數ノ株式ヲ取得シ又ハ所有スルコトヲ得

② 前項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ取得シ又ハ所有スル株式ニハ農林中央金庫ガ担保権ノ実行ニ因リ取得シ又ハ所有スル株式其ノ他命令ヲ以テ定ムル株式ヲ含マザルモノトシ信託財産タル株式ニシテ農林中央金庫ガ委託者又ハ受益者トシテ議決権ヲ行使シ又ハ議決権ノ行使ニ付指図ヲ爲スコトヲ得ルモノヲ含ムモノトス

③ 農林中央金庫ハ第一項ノ規定ニ依リ証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ同項ノ株式ヲ取得シ又ハ所有セムトスルトキハ其ノ旨ヲ定款ニ記載スベシ

④ 農林中央金庫ガ第一項ノ認可ヲ受ケ証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ同項ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テハ理事長ハ當該証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ業務ノ狀況ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ出資者總會ニ報告スベシ

定スル基準株式数等ヲ謂フ第七号ニ於テ同ジ）ヲ超エテ所有セザルモノ（二限ル）

六 金融関連業務ヲ専ラ営ム会社（証券専門関連業務ヲ営ム会社ニ在リテ八農林中央金庫ノ証券子会社等ガ合算シテ所有スル当該会社ノ株式等ノ数又ハ額ガ農林中央金庫又ハ其ノ子会社（証券子会社等ヲ除ク）ガ合算シテ所有スル当該会社ノ株式等ノ数又ハ額ヲ超ユル場合ニ限ル）

七 新ナル事業分野ヲ開拓スル会社トシテ命令ヲ以テ定ムル会社（当該会社ノ株式等ヲ農林中央金庫ノ子会社ノ内前号ニ掲グル会社ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（次条第七項第二号ニ於テ「特定子会社」ト謂フ）以外ノ子会社又ハ農林中央金庫ガ合算シテ基準株式数等ヲ超エテ所有セザルモノニ限ル）

八 前各号ニ掲グル会社ノミヲ子会社トスル持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項ニ規定スル持株会社ヲ謂フ以下同ジ）ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（当該持株会社トナルコトヲ予定スル会社ヲ含ム）

②前項ニ於テ左ノ各号ニ掲グル用語ノ意義ハ当該各号ニ定ムル所ニ依ル

一 従属業務 農林中央金庫又ハ前項第一号乃至第四号ニ掲グル会社ノ営ム業務ニ従属スル業務トシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

二 金融関連業務 第十三条第一項第一号、第三号若ハ第四号ノ業務若ハ第十四条ニ規定スル業務ヲ営ム事業又ハ証券業ニ附随シ若ハ関連スル業務トシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

三 証券専門関連業務 専ラ証券業ニ附随シ又ハ関連スル業務トシテ命

令ヲ以テ定ムルモノ

四 証券子会社等 農林中央金庫ノ子会社タル左ニ掲グル会社

イ 証券専門会社又ハ証券業ヲ営ム外国ノ会社

ロ イニ掲グル会社ヲ子会社ト為ス前項第八号ニ掲グル持株会社

ハ 其ノ他ノ子会社ニシテ農林中央金庫ノ子会社タル証券専門会社ノ子会社ノ内命令ヲ以テ定ムルモノ

③ 第一項ノ規定ハ子会社対象会社以外ノ会社ガ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ノ担保権ノ実行ニ因ル株式等ノ取得其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ農林中央金庫ノ子会社トナル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ但シ農林中央金庫ハ其ノ子会社トナリタル会社ガ当該事由ノ生ジタル日ヨリ一年ヲ経過スル日迄ニ子会社ヲラザルモノト為ス為所要ノ措置ヲ講ズベシ

④ 農林中央金庫ハ子会社対象会社ノ内第一項第一号乃至第六号又ハ第八号ニ掲グル会社（主トシテ農林中央金庫ノ営ム業務ノ為ニ從屬業務（第二項第一号ニ掲グル從屬業務ヲ謂フ第九項第一号及第十項ニ於テ同ジ）ヲ営ム会社ヲ除ク以下「認可対象会社」ト謂フ）ヲ子会社ト為サムトスルトキハ農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十条第一項（同法第二十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ認可ヲ受クル場合ヲ除クノ外予メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

⑤ 前項ノ規定ハ認可対象会社ガ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ノ担保権ノ実行ニ因ル株式等ノ取得其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ農林中央金庫ノ子会社トナル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ但シ農林中央金庫ハ其ノ子会社トナリタル認可対象会社ヲ引続キ子会社ト為スコトニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外当該認可対象会社ガ当該事由ノ生ジタル

日ヨリ一年ヲ経過スル日迄ニ子会社タラザルモノト為ス為所要ノ措置ヲ講ズベシ

⑥ 第四項ノ規定ハ農林中央金庫ガ其ノ子会社ト為シタル第一項各号ニ掲グル会社ヲ当該各号ノ内他ノ号ニ掲グル会社（認可対象会社ニ限ル）ニ該当スル子会社ト為サムトスルトキニ付之ヲ準用ス

⑦ 農林中央金庫ハ第四項ノ規定ニ依リ認可対象会社ヲ子会社ト為サムトスルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ其ノ子会社ト為シタル第一項各号ニ掲グル会社ヲ当該各号ノ内他ノ号ニ掲グル会社（認可対象会社ニ限ル）ニ該当スル子会社ト為サムトスルトキハ其ノ旨ヲ定款ニ記載スベシ

⑧ 農林中央金庫ガ認可対象会社ヲ子会社トシテ所有スル場合ニ於テハ理事長ハ当該認可対象会社ノ業務及財産ノ状況ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ出資者總會ニ報告スベシ

⑨ 農林中央金庫ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ツベシ

一 第一項第五号又ハ第七号ニ掲グル会社（同項第五号ノ会社ニ在リテハ主トシテ農林中央金庫ノ営ム業務ノ為ニ従屬業務ヲ営ム会社ニ限ル）ヲ子会社ト為サムトスルトキ（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十条第一項（同法第二十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ認可ヲ受クル場合ヲ除ク）

二 其ノ子会社ガ子会社タラザルモノトナリタルトキ又ハ認可対象会社ニ該当スル子会社ガ認可対象会社ニ該当セザル子会社トナリタルトキ

⑩ 第一項第五号又ハ第四項ノ場合ニ於テ会社ガ主トシテ農林中央金庫ノ一ノ子会社又ハ農林中央金庫ノ営ム業務ノ為ニ従屬業務ヲ営ムヤ否ヤノ基

準八主務大臣之ヲ定ム

第二十二条ノ三 農林中央金庫又ハ其ノ子会社八国内ノ会社（前条第一項第一号及第二号二掲グル会社、同項第五号二掲グル会社（特定従属会社ヲ除ク）並ニ同項第六号及第八号二掲グル会社ヲ除ク以下本条ニ於テ同ジ）ノ株式等ニ付テハ合算シテ其ノ基準株式数等（当該国内ノ会社ノ発行済株式ノ総数等ニ百分ノ十ヲ乗ジテ得タル株式等ノ数又ハ額ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ）ヲ超ユル数又ハ額ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スルコトヲ得ズ

②前項ノ規定ハ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ担保権ノ実行其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ国内ノ会社ノ株式等ヲ其ノ基準株式数等ヲ超工テ取得シ又ハ所有スルコトトナル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ但シ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ハ合算シテ其ノ基準株式数等ヲ超工テ取得シ又ハ所有スルコトトナリタル部分ノ株式等ニ付テハ農林中央金庫ガ予メ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ取得シ又ハ所有スルコトトナリタル日ヨリ一年ヲ超工テ之ヲ所有スルコトヲ得ズ

③前項但書ノ場合ニ於テ主務大臣ガ為ス同項ノ承認ノ対象ニハ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ国内ノ会社ノ株式等ヲ合算シテ其ノ発行済株式ノ総数等ノ百分ノ五十ヲ超工テ取得シ又ハ所有スルコトトナリタル株式等ノ内当該百分ノ五十ヲ超ユル部分ノ株式等ハ含マレザルモノトシ主務大臣ガ当該承認ヲ為ストキハ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ合算シテ其ノ基準株式数等ヲ超工テ取得シ又ハ所有スルコトトナリタル株式等ノ内其ノ基準株式数等ヲ超ユル部分ノ株式等ヲ速ニ処分スルコトヲ条件トスベシ

第二十二条ノ三 農林中央金庫八其ノ証券子会社等（農林中央金庫ガ前条第一項ノ認可ヲ受ケ株式ヲ所有スル証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ヲ謂フ以下同ジ）又ハ顧客トノ間ニ於テ左ニ掲グル取引又ハ行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ当該取引又ハ行為ヲ為スコトニ付公益上必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 証券子会社等トノ間ニ於テ其ノ条件ガ農林中央金庫ノ取引ノ通常ノ条件ニ照シテ農林中央金庫ニ不利益ヲ与フルモノト認めラルル取引ヲ為スコト

二 証券子会社等トノ間又ハ証券子会社等ニ係ル顧客トノ間ニ於ケル前号ニ掲グルモノニ準ズル取引又ハ行為ニシテ農林中央金庫ノ業務ノ適正ナル遂行ニ支障ヲ及ボス虞アルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル取引又ハ行為

④農林中央金庫又ハ其ノ子会社ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ当該各号ニ定ムル日ニ所有スルコトトナル国内ノ会社ノ株式等ガ其ノ基準株式数等ヲ超ユル場合ト雖モ同日以後当該株式等ヲ其ノ基準株式数等ヲ超エテ所有スルコトヲ得但シ主務大臣ハ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ左ノ各号ニ掲グル場合ニ国内ノ会社ノ株式等ヲ合算シテ其ノ発行済株式ノ総数等ノ百分ノ五十ヲ超エテ所有スルコトトナルトキハ当該各号ニ規定スル認可ヲ為スコトヲ得ズ

一 農林中央金庫ガ農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十条第一項ノ認可ヲ受ケ合併ヲ為シタルトキ 其ノ合併ヲ為シタル日

二 農林中央金庫ガ農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十条ニ於テ準用スル同法第十条第一項ノ認可ヲ受ケ事業ヲ譲リ受ケタルトキ 其ノ事業ヲ譲リ受ケタル日

⑤主務大臣ハ前項各号ニ規定スル認可ヲ為ストキハ当該各号ニ定ムル日ニ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ合算シテ其ノ基準株式数等ヲ超エテ所有スルコトトナル国内ノ会社ノ株式等ノ内其ノ基準株式数等ヲ超ユル部分ノ株式等ヲ同日ヨリ五年ヲ経過スル日迄ニ主務大臣ガ定ムル基準ニ従ヒ処分スルコトヲ条件トスベシ

⑥農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ国内ノ会社ノ株式等ヲ合算シテ其ノ基準株式数等ヲ超エテ所有スルコトトナル場合ニ於テハ其ノ超ユル部分ノ数又ハ額ノ株式等ハ農林中央金庫ガ取得シ又ハ所有スルモノト看做ス

⑦前各項ノ場合ニ於テ左ノ各号ニ掲グル会社ノ株式等ノ取得又ハ所有ニ付テハ当該各号ニ定ムル会社ハ農林中央金庫ノ子会社ニ該当セザルモノト

看做ス

一 特定従属会社 従属先子会社

二 新ナル事業分野ヲ開拓スル会社トシテ命令ヲ以テ定ムル会社 特定子会社

⑧ 第九条第四項ノ規定ハ前各項ノ場合ニ於テ農林中央金庫又ハ其ノ子会社が取得シ又ハ所有スル株式等ニ付之ヲ準用ス

(削除)

第二十二條ノ四 農林中央金庫ハ左ニ掲グル会社ノ株式又ハ持分(以下「

株式等」ト謂フ)ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ発行済株式ノ総数又ハ出資ノ総額ノ百分ノ五十ヲ超ユル数又ハ額ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スルコトヲ得

一 銀行業(銀行法第二条第二項ニ規定スル銀行業ヲ謂フ)ヲ営ム外国ノ会社

二 証券業(証券取引法第二条第八項各号ニ掲グル行為ノ一ヲ為ス営業ヲ謂フ)ヲ営ム外国ノ会社(前号ニ掲グル会社ニ該当スルモノヲ除ク)

② 前項ノ規定ハ農林中央金庫ガ同項ノ認可ヲ受ケ同項各号ニ掲グル会社ノ株式等ヲ所有スル場合ニ於テ当該会社ガ当該各号中他ノ号ニ掲グル会社トナルトキニ農林中央金庫ガ所有スル当該株式等ニ付之ヲ準用ス

③ 第二十二條ノ二第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ取得シ又ハ所有スル株式等ニ付之ヲ準用ス

④ 第二十二條ノ二第三項及第四項ノ規定ハ農林中央金庫ガ第一項各号ニ掲グル会社ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十四条ノ二 理事長ハ每事業年度ニ於テ事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又ハ損失処理案及附属明細書ヲ作成スベシ

②⑭ (略)

⑮ 商法特例法第三条第一項乃至第三項、第四条乃至第十一条及第十七条ノ規定ハ第二項ノ会計監査人ニ付之ヲ準用ス但シ同法第三条中取締役トアルハ理事長トシ同法第三条第二項(同法第五条ノ二第三項及第六条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中監査役会トアルハ監事ノ過半数トシ同法第三条第三項前段(同法第五条ノ二第三項及第六条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中監査役会ハ、その決議トアルハ監事は、その過半数ノ同意トシ同法第四条第二項(同法第六条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中第二条トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第二項トシ商法第二百十一条ノ二に規定する子会社トアルハ農林中央金庫法第九条第二項に規定する子会社トシ同法第六条ノ二第一項(同法第六条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中監査役会ノ決議トアルハ監事ノ全員の同意トシ同法第六条ノ二第二項(同法第六条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中監査役会が選任した監査役トアルハ監事トシ同法第六条ノ四第一項中監査役会ハ、その決議トアルハ監事は、その過半数ノ同意トシ同法第七条第一項中取締役トアルハ理事長、副理事長、理事トシ同法第五項中会社又はその子会社ノ取締役、監査役又ハトアルハ農林中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事若しくは職員又はその子会社ノ取締役、監査役若しくはトシ同法第八条第一項中取締役トアルハ理事長、副理事長及び理事トシ監査役会トアルハ監事トシ同法第十条中第十三

第二十四条ノ二 理事長ハ每事業年度ニ於テ事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又ハ損失処理案及附属明細書ヲ作成スベシ

②⑭ (略)

⑮ 商法特例法第三条第一項乃至第三項、第四条乃至第十一条及第十七条ノ規定ハ第二項ノ会計監査人ニ付之ヲ準用ス但シ同法第三条中取締役トアルハ理事長トシ同法第三条第二項(同法第五条ノ二第三項及第六条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中監査役会トアルハ監事ノ過半数トシ同法第三条第三項前段(同法第五条ノ二第三項及第六条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中監査役会ハ、その決議トアルハ監事は、その過半数ノ同意トシ同法第四条第二項(同法第六条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中第二条トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第二項トシ商法第二百十一条ノ二に規定する子会社トアルハ農林中央金庫法第九条第二項に規定する子会社(同法第三項の規定により子会社とみなされる株式会社又は有限会社を含む。)トシ同法第六条ノ二第一項(同法第六条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中監査役会ノ決議トアルハ監事ノ全員の同意トシ同法第六条ノ二第二項(同法第六条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中監査役会が選任した監査役トアルハ監事トシ同法第六条ノ四第一項中監査役会ハ、その決議トアルハ監事は、その過半数ノ同意トシ同法第七条第一項中取締役トアルハ理事長、副理事長、理事トシ同法第五項中会社又はその子会社ノ取締役、監査役又ハトアルハ農林中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事若しくは職員又はその子会社ノ取締役、監査役若しくはトシ同法第八条第一項中取締役トアル

条第一項トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第五項トシ同法第十一条中取締役トアルハ理事長、副理事長、理事トシ同法第十七条第一項中第二条トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第二項トシ監査役会又は監査役トアルハ監事トス

第二十四条ノ三 農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ業務及財産ノ状況ヲ記載シタル業務報告書ヲ作成シ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

② 農林中央金庫ガ子会社等ヲ有スル場合ニ於テハ農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ前項ノ業務報告書ノ外農林中央金庫及当該子会社等ノ業務及財産ノ状況ヲ連結シテ記載シタル業務報告書ヲ作成シ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

③ (略)

第二十四条ノ四 農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ業務及財産ノ状況ニ関スル事項トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ農林中央金庫ノ主たる事務所及従タル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スベシ

② 農林中央金庫ガ子会社等ヲ有スル場合ニ於テハ農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ前項ノ説明書類ノ外農林中央金庫及当該子会社等ノ業務及財産ノ状況ニ関スル事項ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ農林中央金庫及当該

ハ理事長、副理事長及び理事トシ監査役会トアルハ監事トシ同法第十條中第十三條第一項トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第五項トシ同法第十一条中取締役トアルハ理事長、副理事長、理事トシ同法第十七条第一項中第二条トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第二項トシ監査役会又は監査役トアルハ監事トス

第二十四条ノ三 農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ業務及財産ノ状況ヲ記載シタル業務報告書ヲ作成シ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

② (略)

第二十四条ノ四 農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ業務及財産ノ状況ニ関スル事項ヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ主要ナル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スルモノトス但シ信用秩序ヲ損フ虞アル事項、農林債券権利者、預金者其ノ他ノ取引者ノ秘密ヲ害スル虞アル事項及農林中央金庫ノ業務ノ遂行上不当ナル不利益ヲ与フル虞アル事項並ニ其ノ記載ノ為過大ナル費用ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

子会社等二付連結シテ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ農林中央金庫ノ主タル事務所及従タル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スベシ

③前二項ニ定ムルモノノ外前二項ノ説明書類ヲ公衆ノ縦覧ニ供スル期間其ノ他此等ノ規定ノ適用ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

④農林中央金庫八第一項又八第二項ニ規定スル事項ノ外預金者其ノ他ノ顧客ガ農林中央金庫及其ノ子会社等ノ業務及財産ノ状況ヲ知ル為ニ参考トナルベキ事項ノ開示ニ努ムベシ

第二十五条 主務大臣ハ農林中央金庫ノ業務ヲ監督ス

②本法中主務大臣トアルハ農林水産大臣及内閣総理大臣トス但シ第十六条ノ二及第二十二条ノ第十項中主務大臣トアルハ農林水産大臣、内閣総理大臣及大蔵大臣トス

③ (略)

第二十八条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ命ジテ業務及財産ノ状況ヲ報告セシムルコトヲ得

②主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ農林中央金庫ノ子会社ニ命ジテ農林中央金庫ノ業務及財産ノ状況ニ関シ参考トナルベキ報告ヲ為サシムルコトヲ得

③ (略)

(削除)

第二十五条 主務大臣ハ農林中央金庫ノ業務ヲ監督ス

②本法中主務大臣トアルハ農林水産大臣及内閣総理大臣トス但シ第十六条ノ二中主務大臣トアルハ農林水産大臣、内閣総理大臣及大蔵大臣トス

③ (略)

第二十八条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ命ジテ業務及財産ノ状況ヲ報告セシムルコトヲ得

②主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ農林中央金庫ノ子会社（農林中央金庫ガ其ノ発行済株式ノ総数又ハ出資ノ総額ノ百分ノ五十ヲ超ユル数又ハ額ノ株式等ヲ所有スル会社ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ命ジテ農林中央金庫ノ業務及財産ノ状況ニ関シ参考トナルベキ報告ヲ為サシムルコトヲ得

③ (略)

④第二十二条ノ二第二項ノ規定ハ第二項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ所有

第三十一条 主務大臣農林中央金庫ノ業務又ハ八財産ノ状況ニ照シ其ノ業務ノ健全且適切ナル運
営ヲ確保スル為必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ対シ措置ヲ講ズ
ベキ事項及期限ヲ示シテ農林中央金庫ノ経営ノ健全性ヲ確保スル為ノ改
善計画ノ提出ヲ求メ若ハ提出サレタル改善計画ノ変更ヲ命ジ又ハ其ノ必
要ノ限度ニ於テ期限ヲ附シテ業務ノ全部若ハ一部ノ停止ヲ命ジ若ハ八財産
ノ供託其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

②前項ノ規定ニ依ル命令（改善計画ノ提出ヲ求ムルコトヲ含ム）ニシテ農
林中央金庫又ハ農林中央金庫及其ノ子会社等ノ自己資本ノ充実ノ状況ニ
依リテ必要アリト認ムルトキニ為スモノハ命令ヲ以テ定ムル農林中央金
庫又ハ農林中央金庫及其ノ子会社等ノ自己資本ノ充実ノ状況ニ係ル区分
ニ応ジ夫々命令ヲ以テ定ムルモノタルコトヲ要ス

第三十四条ノ二 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三百万
円以下ノ罰金ニ処ス

一 第二十四条ノ三ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ為サズ又ハ之ニ記
載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不実ノ記載ヲ為シタル者

一ノ二 第二十四条ノ四第一項若ハ第二項ノ規定ニ反シ此等ニ規定スル
説明書類ヲ公衆ノ縦覧ニ供セズ又ハ之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若
ハ不実ノ記載ヲ為シテ公衆ノ縦覧ニ供シタル者

② (略)

スル株式等ニ付テ之ヲ準用ス

第三十一条 主務大臣農林中央金庫ノ業務又ハ八財産ノ状況ニ照シ其ノ業務
ノ健全且適切ナル運営ヲ確保スル為必要アリト認ムルトキハ農林中央金
庫ニ対シ措置ヲ講ズベキ事項及期限ヲ示シテ経営ノ健全性ヲ確保スル為
ノ改善計画ノ提出ヲ求メ若ハ提出サレタル改善計画ノ変更ヲ命ジ又ハ其
ノ必要ノ限度ニ於テ期限ヲ附シテ業務ノ全部若ハ一部ノ停止ヲ命ジ若ハ
八財産ノ供託其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

②前項ノ規定ニ依ル命令（改善計画ノ提出ヲ求ムルコトヲ含ム）ニシテ農
林中央金庫ノ自己資本ノ充実ノ状況ニ依リテ必要アリト認ムルトキニ為
スモノハ命令ヲ以テ定ムル自己資本ノ充実ノ状況ニ係ル区分ニ応ジ命令
ヲ以テ定ムルモノタルコトヲ要ス

第三十四条ノ二 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三百万
円以下ノ罰金ニ処ス

一 第二十四条ノ三ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ為サズ又ハ之ニ記
載スベキ事項ニシテ重要ナル事項ヲ記載セズ若ハ重要ナル事項ニ付不
実ノ記載ヲ為シタル者

② (略)

第三十五条 左ノ場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ為シタル農林中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事、清算人又ハ会計監査人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員八三十万円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一ノ六ノ三 (略)

七 第十一条ノ二第一項ノ規定ニ反シ他ノ報酬アル職務又ハ営業ニ従事シタルトキ

八ノ十 (略)

十一 第二十二条ノ二第一項ノ規定ニ反シ子会社対象会社以外ノ会社ヲ子会社ト為シタルトキ

十一ノ二 第二十二条ノ二第四項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ認可対象会社ヲ子会社ト為シタルトキ又ハ同条第六項ニ於テ準用スル同条第四項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ同条第一項各号ニ掲グル会社ヲ当該各号ノ内他ノ号ニ掲グル会社(認可対象会社ニ限ル)ニ該当スル子会社ト為シタルトキ

十一ノ三 第二十二条ノ二第九項ノ規定ニ反シ届出ヲ為スコトヲ總リ又ハ不正ノ届出ヲ為シタルトキ

十一ノ四 第二十二条ノ三第一項又ハ第二項但書ノ規定ニ反シタルトキ

十一ノ五 第二十二条ノ三第三項又ハ第五項ノ規定ニ依リ附シタル条件ニ反シタルトキ

十二ノ二十四 (略)

② (略)

第三十五条 左ノ場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ為シタル農林中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事、清算人又ハ会計監査人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員八三十万円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一ノ六ノ三 (略)

七 第十一条ノ二ノ規定ニ反シ他ノ報酬アル職務又ハ営業ニ従事シタルトキ

八ノ十 (略)

十一 第二十二条ノ二第一項若ハ第二十二條ノ四第一項ノ認可ヲ受ケズシテ此等ノ規定ニ規定スル取得若ハ所有ヲ為シタルトキ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル同条第一項ノ認可ヲ受ケズシテ同項各号ニ掲グル会社ガ当該各号中他ノ号ニ掲グル会社トナリタル後ニ於テ同項ニ規定スル数若ハ額ノ当該会社ノ株式等ヲ所有シタルトキ

十二ノ二十四 (略)

② (略)

[